

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）		現行																	
<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 <u>令和〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別表第一49の項、49の2の項、54の5の項及び54の6の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 15%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から 48まで</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称	額	徴収時期	1から 48まで	（略）	（略）	（略）	<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 15%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から 48まで</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称	額	徴収時期	1から 48まで	（略）	（略）	（略）
事務	名称	額	徴収時期																
1から 48まで	（略）	（略）	（略）																
事務	名称	額	徴収時期																
1から 48まで	（略）	（略）	（略）																

改正後（案）					現行				
49	建築基準法第八十五条第六項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。	49	建築基準法第八十五条第五項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。
49の2	建築基準法第八十五条第七項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	十九万五千円	許可申請のとき。	49の2	建築基準法第八十五条第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	十九万五千円	許可申請のとき。
50から54の4まで	(略)	(略)	(略)	(略)	50から54の4まで	(略)	(略)	(略)	(略)
54の5	建築基準法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等とし	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。	54の5	建築基準法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等とし	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。

改正後（案）					現行				
	て使用する場合 の制限の緩和に 係る許可の申請 に対する審査					て使用する場合 の制限の緩和に 係る許可の申請 に対する審査			
54の6	建築基準法第八 十七条の三第七 項の規定による 建築物の用途を 変更して一時的 に特別興行場等 として使用する 場合の制限の緩 和に係る許可の 申請に対する審 査	建築物の用途を変更して一時 的に特別興行場等として使用 する場合の制限の緩和に係る 許可申請手数料	十九万五千元	許可申 請のと き。	54の6	建築基準法第八 十七条の三第六 項の規定による 建築物の用途を 変更して一時的 に特別興行場等 として使用する 場合の制限の緩 和に係る許可の 申請に対する審 査	建築物の用途を変更して一時 的に特別興行場等として使用 する場合の制限の緩和に係る 許可申請手数料	十九万五千元	許可申 請のと き。
54の7 から60 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	54の7 から60 まで	(略)	(略)	(略)	(略)
61	長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律（平成	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料  次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それ		認定申 請のと き。	61	長期優良住宅の 普及の促進に関 する法律（平成	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料  次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それ		認定申 請のと き。

改正後（案）		現行	
二十年法律第八十七号) 第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	<p>それぞれに掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは1の（1）のア又は（2）のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないときは2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合には当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>	二十年法律第八十七号) 第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>それぞれに掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは1の（1）のア又は（2）のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>

改正後（案）				現行			
	1 住宅を新築しようとする場合 次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額				1 住宅を新築しようとする場合 次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額		
	（１）申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合				（１）申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合		
	ア 百平方メートル以内のもの	七千百円			ア 百平方メートル以内のもの	七千百円	
	イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	一万三千円			イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	一万三千円	
	ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二万二千元			ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二万二千元	
	エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	三万二千元			エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	三万二千元	
	オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	五万七千元			オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	五万七千元	
	カ 五千平方メートルを超え、	九万四千元			カ 五千平方メートルを超え、	九万四千元	

改正後（案）				現行			
	一万平方メートル以内のもの				一万平方メートル以内のもの		
キ	一万平方メートルを超え、 二万平方メートル以内のもの	十六万千円		キ	一万平方メートルを超え、 二万平方メートル以内のもの	十六万千円	
ク	二万平方メートルを超え、 三万平方メートル以内のもの	十九万円		ク	二万平方メートルを超え、 三万平方メートル以内のもの	十九万円	
ケ	三万平方メートルを超える もの	二十万三千円		ケ	三万平方メートルを超える もの	二十万三千円	
	(2) (1) 以外の場合				(2) (1) 以外の場合		
ア	百平方メートル以内のもの	五万二千円		ア	百平方メートル以内のもの	五万二千円	
イ	百平方メートルを超え、五 百平方メートル以内のもの	十二万二千円		イ	百平方メートルを超え、五 百平方メートル以内のもの	十二万二千円	
ウ	五百平方メートルを超え、 千平方メートル以内のもの	十九万六千円		ウ	五百平方メートルを超え、 千平方メートル以内のもの	十九万六千円	
エ	千平方メートルを超え、二 千五百平方メートル以内のも の	三十八万六千円		エ	千平方メートルを超え、二 千五百平方メートル以内のも の	三十八万六千円	
オ	二千五百平方メートルを超 え、五千平方メートル以内の もの	六十九万千円		オ	二千五百平方メートルを超 え、五千平方メートル以内の もの	六十九万千円	
カ	五千平方メートルを超え、	百十八万八千円		カ	五千平方メートルを超え、	百十八万八千円	

改正後（案）				現行			
	一万平方メートル以内のもの				一万平方メートル以内のもの		
キ	一万平方メートルを超え、 二万平方メートル以内のもの	二百十九万八千 円		キ	一万平方メートルを超え、 二万平方メートル以内のもの	二百十九万八千 円	
ク	二万平方メートルを超え、 三万平方メートル以内のもの	三百十四万円		ク	二万平方メートルを超え、 三万平方メートル以内のもの	三百十四万円	
ケ	三万平方メートルを超える もの	三百八十四万七 千円		ケ	三万平方メートルを超える もの	三百八十四万七 千円	
	2 住宅を増築し、 <u>若しくは改築しようとする 場合又は建築行為を行わない場合</u>				2 住宅を増築し、 <u>又は改築しようとする場合</u>		
	次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分並 びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の 床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額				次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分並 びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の 床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額		
	（１）申請に併せて１の（１）に規定する書 類が提出された場合				（１）申請に併せて１の（１）に規定する書 類が提出された場合		
ア	百平方メートル以内のもの	一万円		ア	百平方メートル以内のもの	一万円	
イ	百平方メートルを超え、五 百平方メートル以内のもの	一万九千円		イ	百平方メートルを超え、五 百平方メートル以内のもの	一万九千円	
ウ	五百平方メートルを超え、 千平方メートル以内のもの	三万三千円		ウ	五百平方メートルを超え、 千平方メートル以内のもの	三万三千円	
エ	千平方メートルを超え、二 千五百平方メートル以内のも	四万七千円		エ	千平方メートルを超え、二 千五百平方メートル以内のも	四万七千円	

改正後（案）					現行				
		の オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万五千元				の オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万五千元	
		カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十四万円				カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十四万円	
		キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	二十四万二千元				キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	二十四万二千元	
		ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	二十八万四千元				ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	二十八万四千元	
		ケ 三万平方メートルを超えるもの	三十万四千元				ケ 三万平方メートルを超えるもの	三十万四千元	
		(2) (1) 以外の場合					(2) (1) 以外の場合		
		ア 百平方メートル以内のもの	七万八千元				ア 百平方メートル以内のもの	七万八千元	
		イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	十八万三千元				イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	十八万三千元	
		ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二十九万三千元				ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二十九万三千元	
		エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	五十七万九千元				エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	五十七万九千元	



改正後（案）				現行			
		の オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの ケ 三万平方メートルを超えるもの	百三万七千円  百七十八万二千円 三百二十九万六千円 四百七十一万円 五百七十七万円			の オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの ケ 三万平方メートルを超えるもの	百三万七千円  百七十八万二千円 三百二十九万六千円 四百七十一万円 五百七十七万円
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては61の項1の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場	変更認定申請のとき。	62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては61の項1の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場	変更認定申請のとき。

改正後（案）				現行			
	請に対する審査	<p>合においては、61の項1の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）、当該計画が住宅を増築し、若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては61の項2の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、61の項2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>				<p>合においては、61の項1の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては61の項2の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、61の項2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）</p> <p>（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>	

改正後（案）					現行				
63	(略)	(略)	(略)	(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)
64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	二千三百円	承認申請のとき。	64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	二千三百円	承認申請のとき。
65から 67まで	(略)	(略)	(略)	(略)	65から 67まで	(略)	(略)	(略)	(略)